

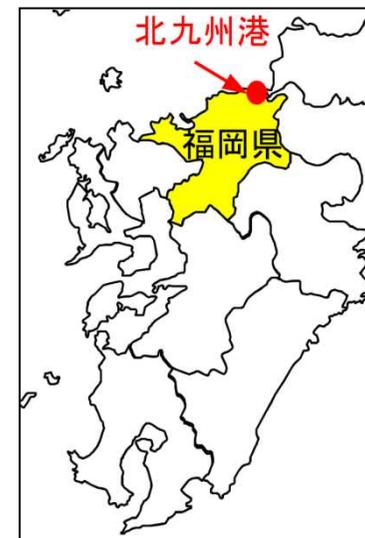
北九州港港湾区域の変更

港湾局

平成28年5月24日

1. 北九州港の概要

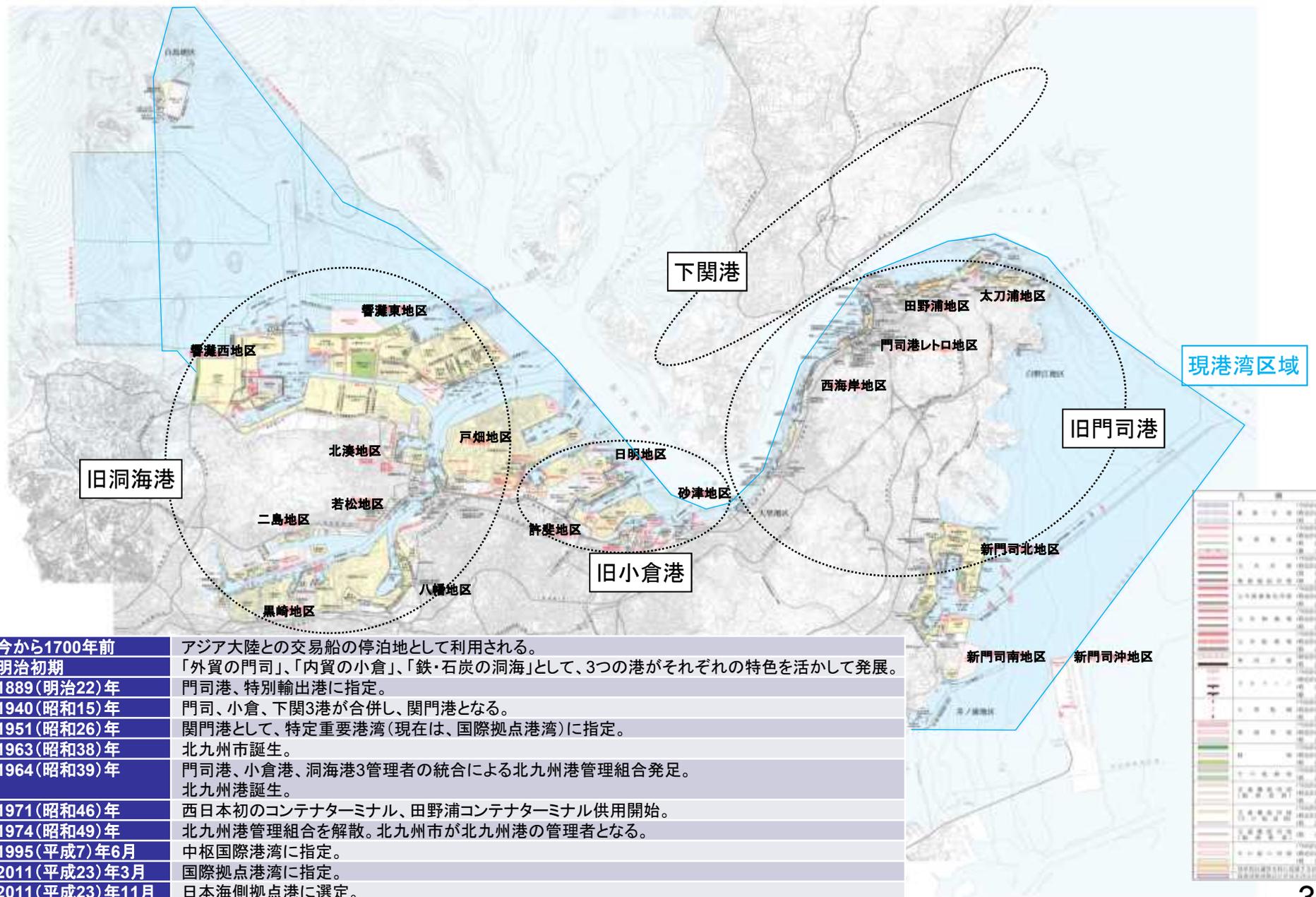
北九州港の位置



港湾管理者: 北九州市

- 【凡 例】
-  国際拠点港湾
 -  重要港湾
 -  主要な高速道路
 -  主要な一般道路
 -  主要な鉄道

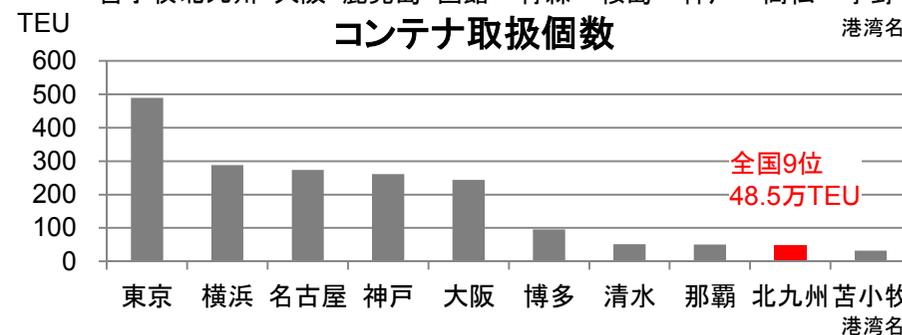
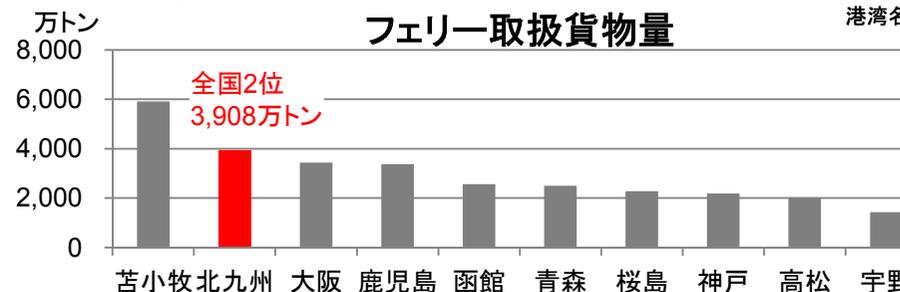
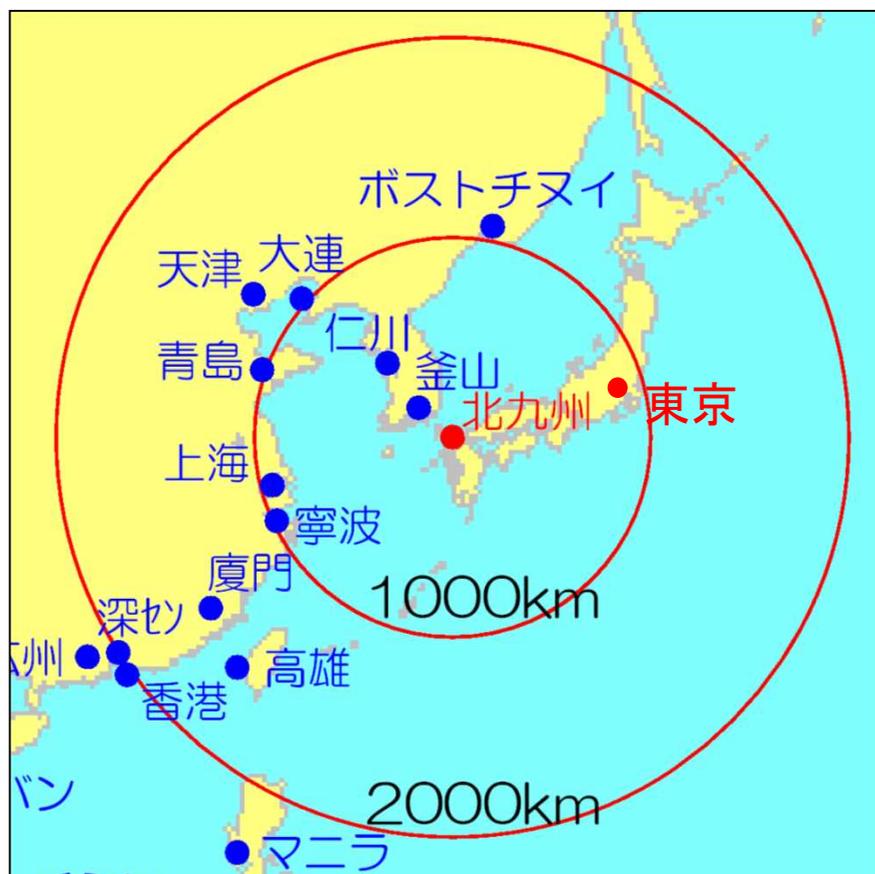
北九州港の沿革



今から1700年前	アジア大陸との交易船の停泊地として利用される。
明治初期	「外貿の門司」、「内貿の小倉」、「鉄・石炭の洞海」として、3つの港がそれぞれの特色を活かして発展。
1889(明治22)年	門司港、特別輸出港に指定。
1940(昭和15)年	門司、小倉、下関3港が合併し、関門港となる。
1951(昭和26)年	関門港として、特定重要港湾(現在は、国際拠点港湾)に指定。
1963(昭和38)年	北九州市誕生。
1964(昭和39)年	門司港、小倉港、洞海港3管理者の統合による北九州港管理組合発足。 北九州港誕生。
1971(昭和46)年	西日本初のコンテナターミナル、田野浦コンテナターミナル供用開始。
1974(昭和49)年	北九州港管理組合を解散。北九州市が北九州港の管理者となる。
1995(平成7)年6月	中枢国際港湾に指定。
2011(平成23)年3月	国際拠点港湾に指定。
2011(平成23)年11月	日本海側拠点港に選定。

北九州港の概要

- 北九州港は、東アジアのハブポートである韓国の釜山港との距離はわずか230kmであり、1,000km圏内にはコンテナ取扱個数世界1位の上海港、7位の青島港、14位の大連港といった中国の主要商業港と近い距離に位置している。
- 平成26年の取扱貨物量は約10,010万トン(全国5位)、フェリー貨物取扱量3,908万トン(全国2位)、コンテナ取扱個数は約48.5万TEU(全国9位)となっている。



各地区の概要

○北九州港は、我が国第2位の臨港地区面積(3,694.5ha)を有する



2. 北九州港における再生可能 エネルギー産業に関する取組み

○政府においては、逼迫する「エネルギー問題」や「地球環境問題」といった社会的要因に対応するべく、平成25年4月に「海洋基本計画」が、平成26年4月に「エネルギー基本計画」が閣議決定されている。これらの計画において、洋上風力発電を有望な国産エネルギー源の一つとして、導入拡大が位置付けられている。

政府の取組み

海洋基本計画(H25.4閣議決定)

「海洋立国日本の目指すべき姿」を明らかにした上で、海洋に関する社会情勢の変化を踏まえて、重点的に推進すべき取組と海洋に関する施策の方向性を示している。

海洋基本法で「基本的施策」として定められた12分野について、おおむね5年間に政府が総合的かつ計画的に実施すべき取組を具体的に記述している。

※基本施策①海洋資源の開発及び利用の推進

[洋上風力発電]

・先導的な取組等

管理者が明確になっている海域における先導的な取組として、港湾区域においては、洋上風力発電が、港湾の管理運営や諸活動と共生していく仕組みの構築によって、引き続き導入の円滑化に取り組む。

エネルギー基本計画(H26.4閣議決定)

中長期(今後20年程度)のエネルギー需給構造を視野に、今後取り組むべき政策課題と、長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策の方針をまとめ、特に、2018年～2020年までを、安定的なエネルギー需給構造を確立するための集中改革期間と位置付け、当該期間におけるエネルギー政策の方向を定めている。

※第3章第3節 再生可能エネルギーの導入加速

[洋上風力]

・風力の導入加速に向けた取組の強化

中長期的には、陸上風力の導入可能な適地が限定的な我が国において、洋上風力発電の導入拡大は不可欠。

着床式洋上風力については、2012年より銚子沖と北九州沖に実機を設置し、設置工法、気象条件、発電量など事業化に向けた必要なデータの取得を進めつつある。これらのデータや海外における実用化の事例等を踏まえ、2014年度から固定価格買取制度における新たな価格区分の設定がなされたところであり、引き続き取組を強化。

港湾局における対応

- 環境省と連携して港湾への導入プロセスを示した「港湾における風力発電の導入のためのマニュアル」を策定・公表。(平成24年6月22日)
- 占用許可の審査の際の技術的基準となる「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン(案)」を策定・公表。(平成27年3月26日)
- 港湾法の一部を改正する法律(平成28年5月20日法律第45号)により、洋上風力発電施設等の大規模施設を港湾区域内水域等に設置する場合の公募による占用許可制度の創設。

○洋上風力発電施設等の大規模施設を港湾区域内水域等に設置する場合、**長期にわたり港湾区域内水域等を占有**し、他者の利用を大きく制限するため、占有にあたっての**手続の公平性、透明性を確保**するとともに、**事業者の安定的な地位**を確保する必要があることから、公募による占有許可制度を創設する。

公募対象施設等:再生可能エネルギー源の利用その他の公共の利益の増進を図る上で有効であると認められる施設又は工作物

<制度の概要>

①港湾管理者が公募占有指針を策定

【公募占有指針に定める事項】

施設等の種類、占有の区域、占有の開始の時期、施設等の撤去に関する事項、公募占有計画の認定の有効期間(20年以内)、占用料の額の最低額、占有予定者を選定するための評価の基準 等

②事業者が港湾管理者に公募占有計画を提出

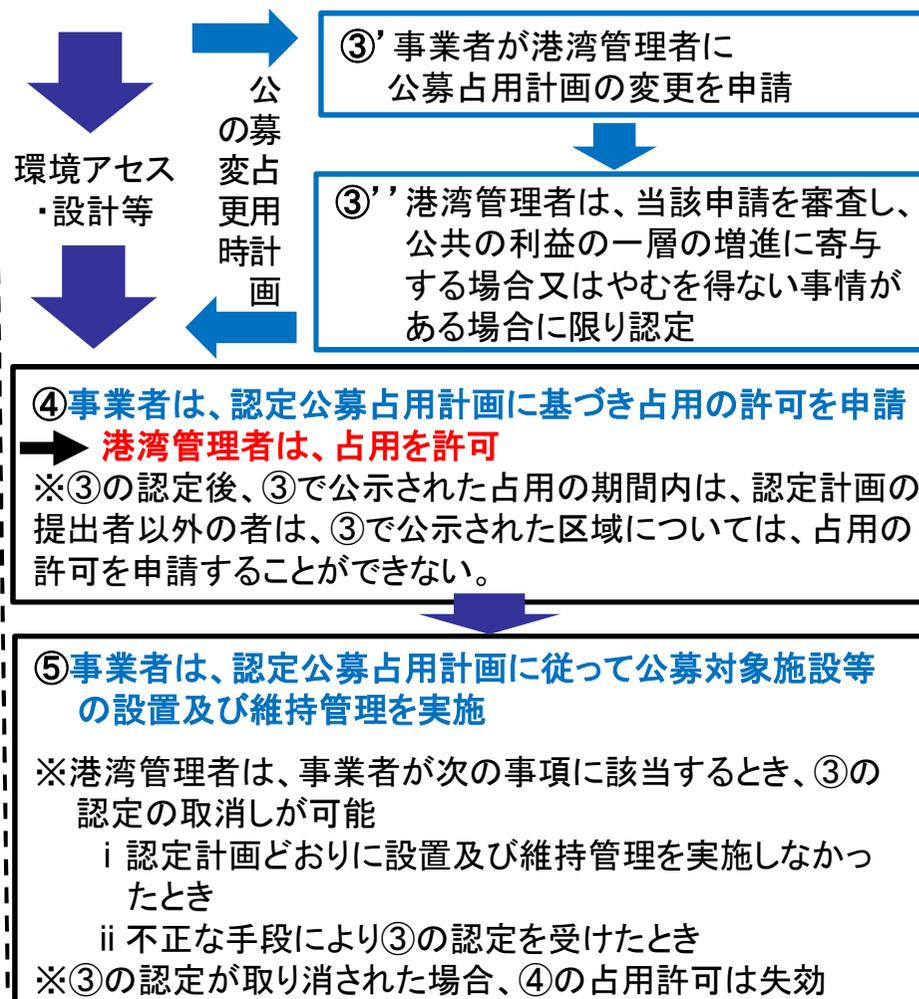
【公募占有計画に記載する事項】

占有の目的・区域・期間、施設等の構造、工事実施の方法、工事の時期、施設等の維持管理・撤去の方法、占用料の額、資金計画及び収支計画 等

③港湾管理者は、公募占有指針に定めた評価の基準に従い、最も適切な公募占有計画を提出した者を選定し、当該計画を認定

→ 港湾管理者は、認定をした日、**認定の有効期間(最大20年)**、港湾区域内水域等の区域、占有の期間を公示

※事業者の一般承継人又は公募対象施設等の所有権等を取得した者は、港湾管理者の承認を受けて、事業者が有していた③の認定に基づく地位を承継することが可能



港湾法の一部を改正する法律関係(一部抜粋)

現行の占用許可制度(存置)

(港湾区域内の工事等の許可)

第三十七条

港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域(以下「港湾隣接地域」という。)内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 一 港湾区域内の水域(政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。)又は公共空地(以下「港湾区域内水域等」という。)の占用
 - 二 港湾区域内水域等における土砂の採取
 - 三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠又は排水渠の建設又は改良(第一号の占用を伴うものを除く。)
 - 四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為
- 2~6 (略)

公募による占用許可制度(今回新設)

(公募対象施設等の公募占用指針)

第三十七条の三

港湾管理者は、第三十七条第一項の許可(長期間にわたり使用される施設又は工作物の設置のための同項第一号の占用に係るものに限る。第三項、第三十七条の八第二項及び第三項並びに第三十七条の十第三項において同じ。)の申請を行うことができる者を公募により決定することが、港湾区域内水域等を占用する者の公平な選定を図るとともに、再生可能エネルギー源(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第二条第四項に規定する再生可能エネルギー源をいう。)の利用その他の公共の利益の増進を図る上で有効であると認められる施設又は工作物(以下「公募対象施設等」という。)について、港湾区域内水域等の占用及び公募の実施に関する指針(以下「公募占用指針」という。)を定めることができる。

2 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 公募占用指針の対象とする公募対象施設等の種類
- 二 当該公募対象施設等のための港湾区域内水域等の占用の区域
- 三 当該公募対象施設等のための港湾区域内水域等の占用の開始の時期
- 四 港湾区域内水域等の占用の期間が満了した場合その他の事由により港湾区域内水域等の占用をしないこととなつた場合における当該公募対象施設等の撤去に関する事項
- 五 第三十七条の六第一項の認定の有効期間
- 六 占用料の額の最低額
- 七 占用予定者を選定するための評価の基準
- 八 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項

3 前項第二号の区域は、港湾管理者の管理する水域施設の区域その他の第三十七条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが港湾の開発、利用、保全又は管理上適切でない区域として国土交通省令で定める区域については定めないものとする。

4 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

5 第二項第六号の占用料の額の最低額は、第三十七条第四項の規定により条例又は第十二条の二の規程で定める額を下回ってはならないものとする。

6 港湾管理者は、第二項第七号の評価の基準を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

7 港湾管理者は、公募占用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

○北九州市においては、北九州市基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランの産業面の取組みを推進するための基本戦略として「北九州市新成長戦略」を策定し、北九州市内においては、再生可能エネルギー産業や高効率石炭火力発電などの基幹エネルギー産業の立地促進などに取り組んでいる。

北九州市の上位計画

●「元気発進！北九州」プラン(北九州市基本構想・基本計画)

(基本構想：平成20年12月策定、基本計画：平成25年12月変更)

◇再生可能エネルギー・基幹エネルギーの創出拠点の形成

再生可能エネルギーの市内への最大限の導入とそれを下支えする高効率石炭火力発電など基幹エネルギーの立地促進とともに、響灘地区への風力発電をはじめとするエネルギー産業の拠点化を推進。

●北九州市新成長戦略(平成25年3月策定)

◇再生可能エネルギーの立地促進

太陽光、風力、潮力等再生可能エネルギーの市内への最大限の導入を図るとともに、それに伴う地域企業の新エネルギービジネスの展開を促進。

●北九州市環境未来都市計画(平成26年7月計画更新)

◇大規模風力発電の導入促進

・民間事業者による大規模風力発電の導入を促進する。また、導入の適地エリアを把握、情報提供。

分野別計画

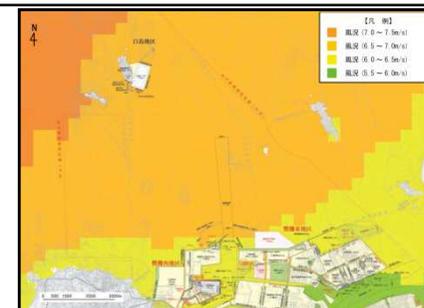
○響灘海域の風況及び水深などの自然条件が、現行港湾区域のみならず隣接する一般海域においても洋上風力発電施設の設置の適地となっている。

風況

条件：風力発電の事業化のためには年平均風速が5～6m/s以上(地上30m)のサイトが望ましい。

(「風力発電導入ガイドブック」(2008年2月改定第9版):NEDOより)

- 響灘海域の地上高30mの年平均風速は6.6m/sであり、風況は洋上風力発電に適している。



水深

条件：水深30m以浅では、風力発電施設の基礎は着床式が挙げられる。

(「港湾における風力発電について～港湾の管理運営との共生のためのマニュアル～」(平成24年6月):国土交通省・環境省より)

- 響灘海域は水深20m以浅の範囲が広域にあり、水深は着床式洋上風力発電施設の設置に適している。



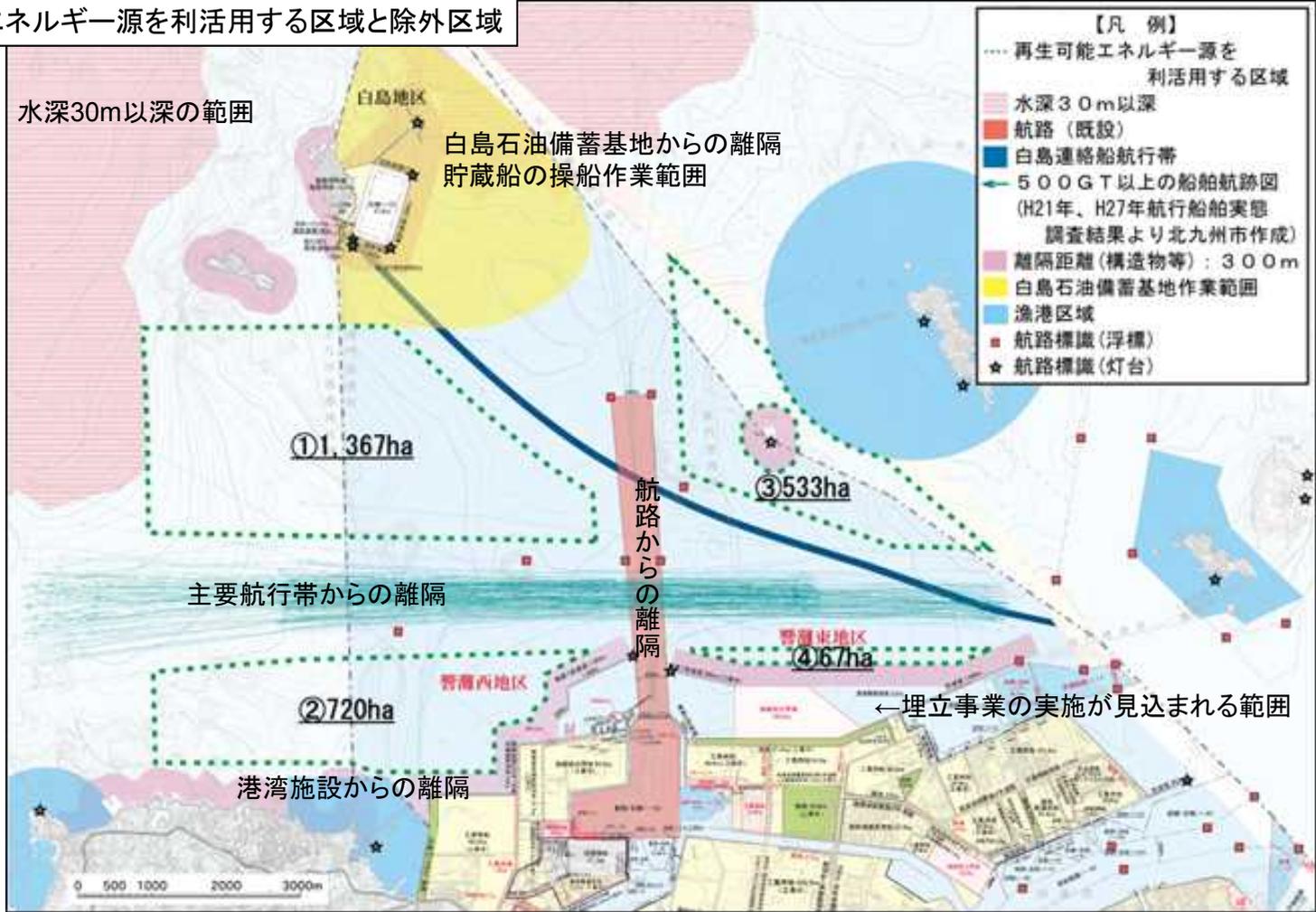
環境省事業のモデル地域

- 響灘海域は、平成27年3月に環境省が実施する「風力発電等に係る地域主導型の戦略的抽出手法の構築事業」に係るモデル地域に選定され、北九州市では、響灘沿岸及び沖合に生息する野鳥等の自然環境調査、地元関係者との協議・検討等をした。
- また同事業の結果、環境影響評価の各種手続きについて合理化・短縮化することが可能となっている。



○響灘海域において、ウインドファームの秩序ある開発を促進させるため、港湾法の規定に基づく北九州港港湾計画において、洋上風力発電導入可能エリアとなる「再生可能エネルギー源を利活用する区域」を平成27年12月に位置付けた。
 ※ウインドファーム…複数の風力発電施設で構成される総出力1万kW以上（一般家庭約3,000世帯の年間電気使用量に相当）の事業

再生可能エネルギー源を利活用する区域と除外区域



響灘地区における風力発電産業の集積

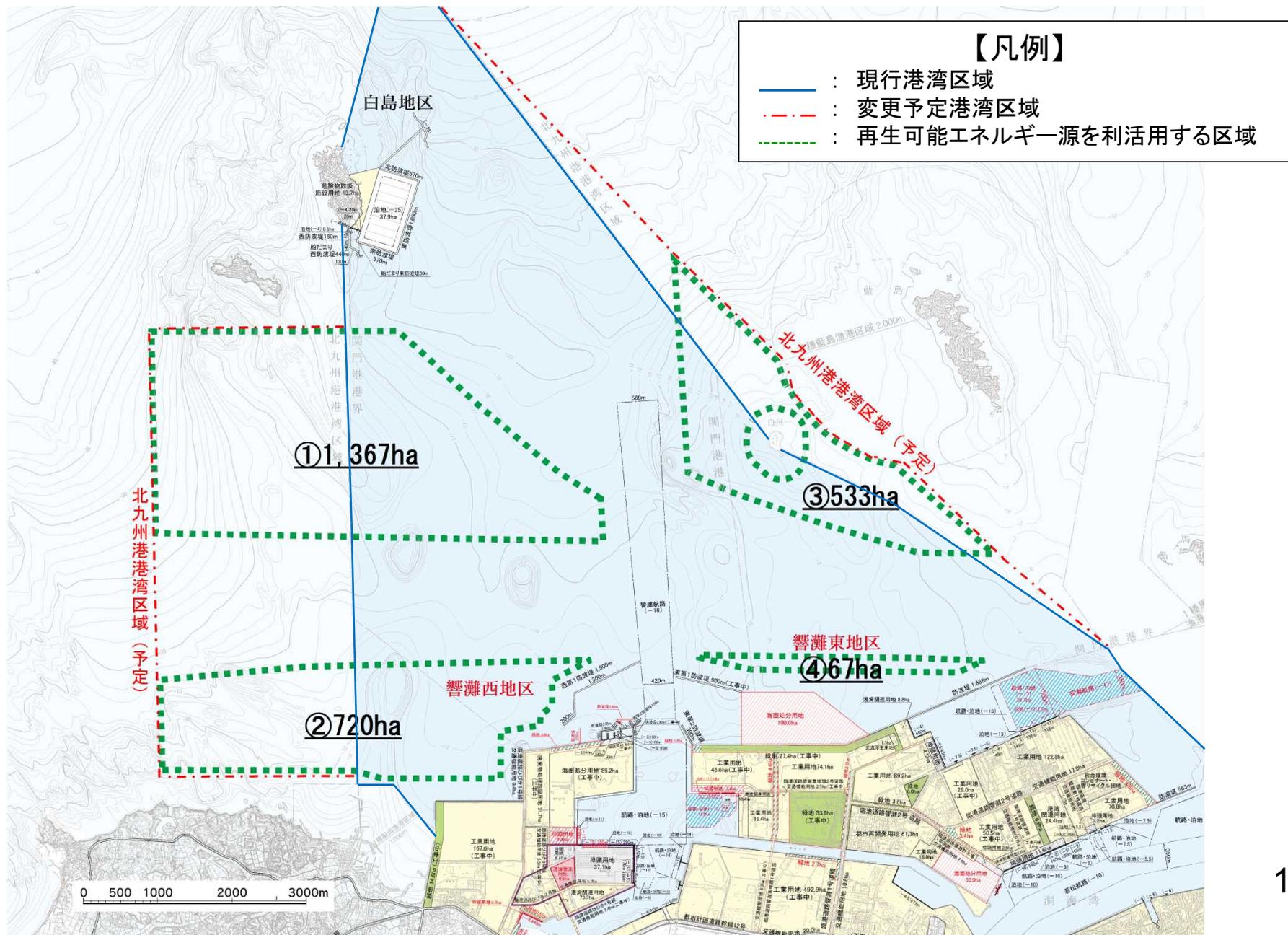
○今後、広大な埋立地を有している響灘東地区及び響灘西地区では、風車メーカーゾーン、部品ストックゾーン、サプライヤーゾーン、メンテナンスゾーンといった大規模な洋上風力発電の産業拠点に必要となる産業用地が確保できるため、更なる産業集積と雇用の創出により、北九州港を核とした活発な経済活動が期待できる。

洋上風力発電産業のゾーニング



3. 北九州港港湾区域の変更

変更予定港湾区域と北九州港港湾計画に基づく「再生可能エネルギー源を活用する区域」との関係



北九州港港湾区域変更の同意にあたっての確認事項

○港湾法第4条第6項の規定に基づく審査結果(法定事項)

条件	審査	適否
①経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域であること	拡張する港湾区域は、「再生可能エネルギー源を活用する区域」及びそれと一体に管理されるべきその隣接水域であり、洋上風力発電施設を受入れた後の北九州港を経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域と判断される。	○
②隣接する地方公共団体の利益を害さないこと	変更する港湾区域は北九州市のみを地先とする海域であり、隣接する地方公共団体の利益は害さない	○
③原則として港則法の港域を超えないこと	変更する港湾区域は現行の港則法の港域を超えるが、港湾管理者が門司港長(若松海上保安部)に港湾区域の変更について協議したところ「意見ない」旨の回答を得ている	○

○港湾法第4条第5項の規定に基づく協議状況(港湾管理者から港湾区域変更申請の後、国土交通大臣から管理者に協議)

条件	審査	適否
①港湾区域と重複する河川区域の河川管理者との協議	港湾区域と福岡県が管理する河川区域(3河川)が重複するが、河川管理者(福岡県河川課)と協議したところ「異議ない」旨の回答を得ている。 ※拡張しようとする港湾区域に河川区域は含まれない	○
②港湾区域と重複する海岸保全区域の海岸管理者との協議	港湾区域と北九州市が管理する海岸保全区域(16海岸)が重複するが、海岸管理者(北九州市港営課)と協議したところ「支障ない」旨の回答を得ている。 ※拡張しようとする港湾区域に海岸保全区域は含まれない	○

○港湾法第3条の規定に基づく審査結果(法定事項)

条件	審査	適否
①漁港区域と重複しないこと	港湾区域に隣接する漁港区域とは重複しない	○

○同意申請にあたっての港湾管理者と関係機関との協議状況		
協議の相手	協議結果	
①港湾区域と重複する河川区域の河川管理者との協議	港湾区域と福岡県が管理する河川区域(3河川)が重複するが、港湾管理者が河川管理者(福岡県河川課)と協議したところ「異議ない」旨の回答を得ている。※拡張しようとする港湾区域に河川区域は含まれない	○
②港湾区域と重複する海岸保全区域の海岸管理者との協議	港湾区域と北九州市が管理する海岸保全区域(16海岸)が重複するが、港湾管理者が海岸管理者(北九州市港営課)と協議したところ「意見ない」旨の回答を得ている。※拡張しようとする港湾区域に海岸保全区域は含まれない	○
③港長との協議	港湾管理者が門司港長と協議したところ「特に意見ありません」旨の回答を得ている。	○
④税関との協議	港湾管理者が門司税関長と協議したところ「特段異議なし」旨の回答を得ている。	○
⑤検疫所との協議	港湾管理者が福岡検疫所長と協議したところ「特段の意見はありません」旨の回答を得ている。	○
⑥動物検疫所との協議	港湾管理者が動物検疫所門司支所長と協議したところ「異議ありません」旨の回答を得ている。	○
⑦植物検疫所との協議	港湾管理者が門司植物検疫所長と協議したところ「異存ない」旨の回答を得ている。	○
⑧漁業者との協議	港湾管理者が北九州市漁業協同組合及びひびき灘漁業協同組合と協議したところ「了承します」旨の回答を得ている。	○

変更予定港湾区域と他の区域との関係



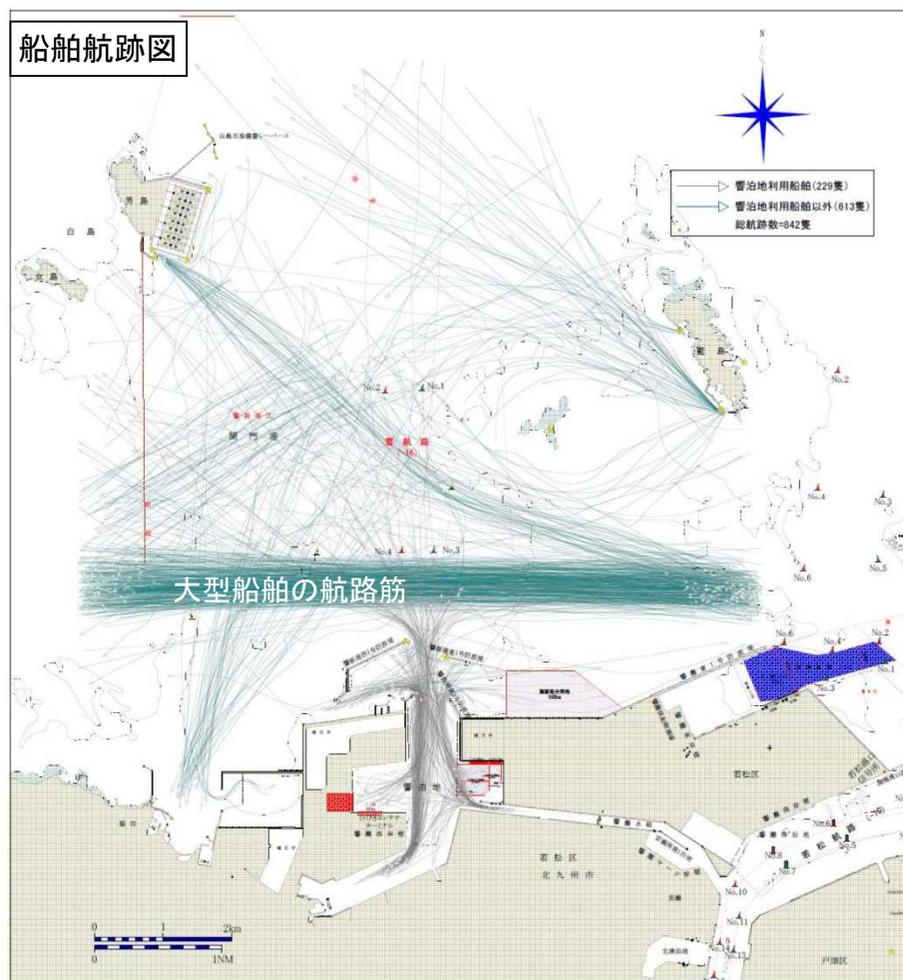
- 港湾施設の設置水域及び設置予定水域
- 船舶の航行、沖待及び碇泊が行われる水域
- 港湾荷役その他の港湾関連業務が行われる水域
- 港湾関連用地等の土地利用予定のある水域
(埋立計画のある水域)
- 海潮流、漂砂及び漂流物等の影響により港湾施設の保全等に支障をきたす事象をあらかじめ排除するための管理水域
- 港湾区域の管理上、形状を分かりやすくするために必要とする水域
- その他、特別な理由により当該港湾の維持、管理、運営及び整備に必要な水域

今回の「再生可能エネルギー源を利活用する区域」(以下、「利活用する区域」という。)は、北九州港の港湾区域をベースに設定されており、現行の港湾区域からはみ出す部分も含めて「利活用する区域」全体が北九州港の開発、利用及び保全と調和する必要があり、港湾管理者による水域の利用調整や管理の仕組みが適用できることが求められていること。

「利活用する区域」が港湾区域内にあれば、洋上風力発電施設の設置位置や利害関係者の承諾の有無を確認して水域占用許可を行うことができるが、港湾区域外ではその確認が十分に行えない。

後者の場合は、次の事態が懸念される。

- 大型船舶の航路筋から離隔を確保しない海域に洋上風力発電施設が設置され、船舶の航行に支障が生じること。
- 洋上風力発電施設の乱立などにより、海上輸送や漁業等の既存の海域利用に支障が生じること。

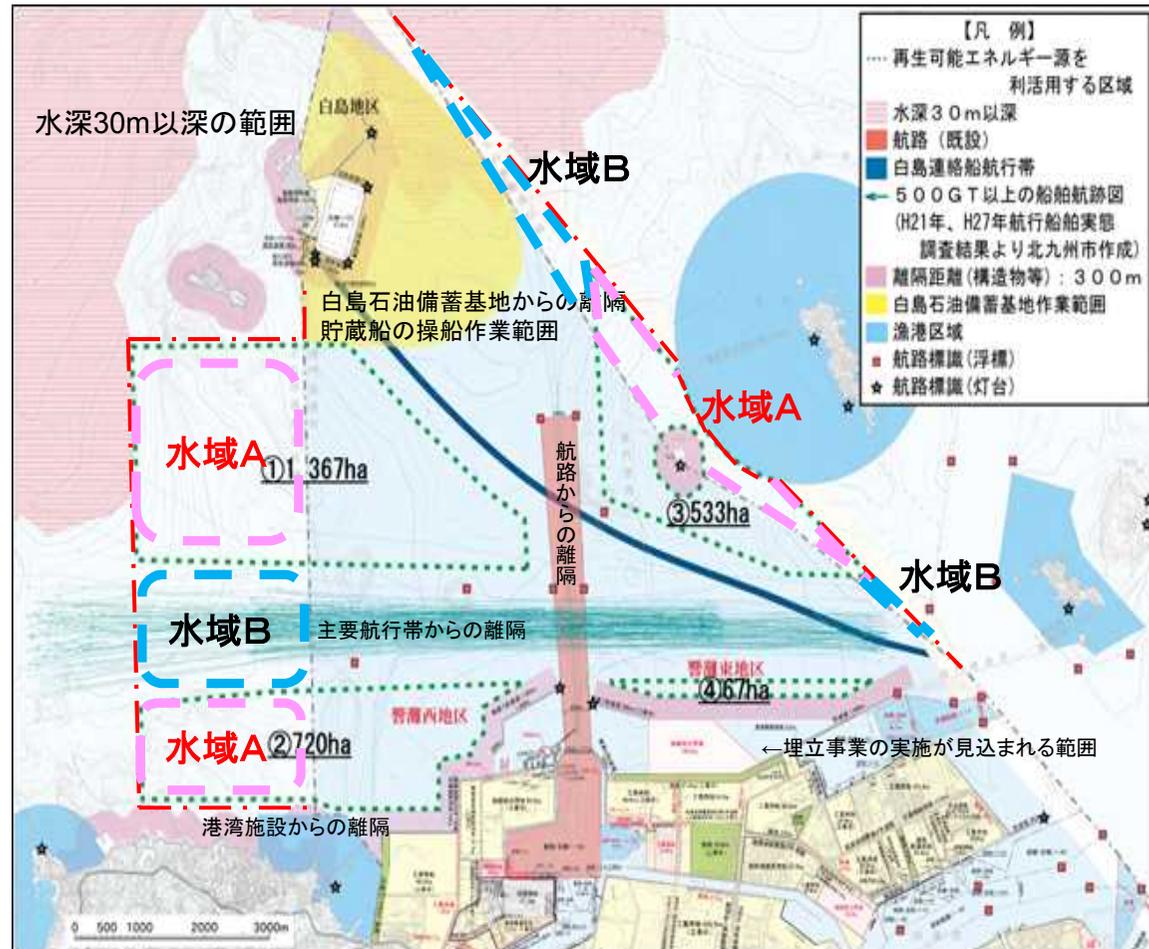


洋上風力発電施設を設置した場合、施設の倒壊、部品の落下、油の流出等の事故が発生し、港湾の開発、利用又は保全に支障を及ぼす事態を想定することが必要。

こうした事態において、港湾管理者が適切かつ迅速に対応できるよう、「利活用する区域」及びその隣接水域について直接の管理権限を持つことが必要。

- 港湾区域外で風力発電施設が損壊し資機材が漂流した場合、港湾法に基づく港湾管理者による漂流物の除去が行えず、船舶航行に支障を及ぼし、また、原因者の特定に時間を要し被害が拡大してしまうおそれがある。
- 洋上風力発電施設に船舶が衝突し、破損した船舶、積荷、油等が漂流する場合も同様のことが懸念される。

漂流物の回収状況



港湾区域の変更理由(3)

洋上風力発電施設の設置及び維持管理に当たっては、特殊な作業船が相当数「利活用する区域及びその隣接海域において作業を行うこととなる。

これらの作業船による海上作業に対しても、港湾管理者が明確な水域管理権限を持って管理・監督することが必要。

洋上風力発電施設の設置工事・維持管理の関連機械



※SEP船 自己昇降式作業台船(Self Elevating Platform)